

1 現状における課題と見直し方針

現状における課題(1)
 ・教育研究等について評価しないと規定しながら、実際は評価している。
 ・6つの視点による評価方法が評価実施要領に記載されていない。

現状における課題(2)
 取組や行動により成果を確認しているが、中期目標・中期計画の達成状況について、客観的な評価が行えない。

現状における課題(3)
 業務運営等を実施している4段階評価に、計画を上回って実施した場合の評価基準がない。

見直し方針(1)
 教育研究等についても評価することを明記する。
 方法 年度評価については、現状の6つの視点による評価方法を継続する。
 ただし、これまでどおり専門的な評価は行わず、外形的、客観的な進捗状況の確認を行う。

見直し方針(2)
 客観的な評価を行うために、数値指標等を設定し、成果を検証する。

見直し方針(3)
 4段階評価の基準を見直す。
 計画を上回って実施した場合の評価基準を新設する。

(教育研究等の評価を行うこととする理由)
 教育研究等についても、業務運営等と同様に毎年度業務実績の内容を評価し、議会報告を含め公表する必要がある。
 * 他県の状況を調査した結果、大半が教育研究等についても評価を実施している。
 (6つの視点による評価を継続する理由)
 1年間の業務実績において、成果が表れた項目と課題があると思われる項目を取り上げて評価するため、その年の業務実績の特徴がつかみやすい。評価をみる人にとってわかりやすい。

2 各評価の変更案

年度評価 毎年度実施

[目的] 1年間の実績において、成果・課題が表れたものを確認する。
 [方法] 全ての項目について、6つの視点による評価を実施する。

| 項目 | 現行 | 変更案 |
|-----------------|---------------------|-------------|
| 教育、研究、地域貢献、国際交流 | 6つの視点による評価 | 6つの視点による評価 |
| 業務運営等 | 6つの視点による評価 4段階評価 | 4段階評価は行わない。 |

(6つの視点による評価方法を継続する理由)
 前述のとおり
 (業務運営等の4段階評価を廃止する理由)
 ・中期目標期間6年間で達成することを念頭において各年度の計画が立てられるため、単年度の業務実績で成果が表れるものは少なく、達成度を測ることが困難である。
 ・業務運営等については、これまで2つの方法で評価を行ってきたが、その必要性が認められない。

中間評価及び期間評価 中間評価…中期目標期間終了の前年度に実施
 期間評価…中期目標期間終了の翌年度に実施

[目的] 4年間(6年間)の業務実績について、中期計画の達成状況を確認するとともに、中間評価については、その結果を次期中期目標の検討に反映する。
 [方法] 全ての項目について、4段階評価を実施する。

| 項目 | 現行(第1期の期間評価) | 変更案 |
|-----------------|---------------------|---|
| 教育、研究、地域貢献、国際交流 | 6つの視点による評価 | 4段階評価 評価にあたっては、あらかじめ設定した指標を基に、達成状況を確認する。 |
| 業務運営等 | 6つの視点による評価 4段階評価 | 6つの視点による評価は行わない。 |

(4段階評価を導入する理由)
 ・中期計画の達成状況を確認するには、段階評価の方法がわかりやすい。
 ・様々な事業・取組を実施しても成果が出ていない場合は、事業・取組そのものを見直したり、次期中期目標の検討に反映させることもある。そのため、達成状況の確認に当たっては、客観的に成果が把握できる指標(数値指標等)を用いる必要がある。
 (6つの視点による評価方法を廃止する理由)
 ・中期計画の達成状況を確認することができない。

3 評価の方法(詳細)

年度評価

[法人の自己評価]
 ・年度計画の最小項目ごとに行い、業務実績報告書に記載する。(教育研究等についても自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。)
 [評価委員会の評価]
 ・項目別評価は、最小項目ごとに6つの視点に該当する取組が否かを審査し、評価する。
 ・全体評価は、中期計画の進捗状況についての総合的な評価を行う。
 法人の自己評価(AやB)に対する検証は行わない。(法人の自己評価は評価委員会が行う評価の参考とする。)
 教育研究等の項目については、専門的な評価は行わない。

中間評価及び期間評価

[法人の自己評価]
 ・年度計画の最小項目ごとに行い、業務実績報告書に記載する。(教育研究等についても自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。)
 [評価委員会の評価]
 ・項目別評価は、中期計画の教育研究等の質の向上については中項目(教育、研究、地域貢献、国際交流)、それ以外については大項目ごとに4段階評価を行う。
 なお、評価に当たっては、業務実績報告書等及び認証評価を踏まえ、あらかじめ設定した指標を基に、客観的かつ総合的に行う。
 ・全体評価は、中期目標・中期計画の達成状況についての総合的な評価を行う。
 法人の自己評価(AやB)に対する検証は行わない。(法人の自己評価は評価委員会が行う評価の参考とする。)

4 改正評価実施要領の適用日

平成31年4月1日以降に行う評価から適用する。 H30年度評価(H31年度実施)以降